

二律背反論と超越論的理念の能動性

竹 内 章 郎

I

哲学史や思想史上の学説評価の根幹をなすのは評価者自身のイデオロギーである、という謂ば研究者にとっての自明の理を鑑みた上でも、純粹理性の誤謬推理、二律背反、理想の三章からなるカントの『第一批判』の超越論的弁証論ほど、人口に膾炙しながら、その論理展開の内在的評価に比重が置かれず、評価者自身の志向の正当化や、他のカント理論の解釈等の手段とされ、その問題構制自身が消散させられることの多い学説も珍しいと思われる。感性論や分析論に批判期カント哲学の眼目を見だし弁証論を軽視した新カント派⁽¹⁾にあって、マールブルグ派は、総じて、弁証論に自然科学主義的認識論的問題設定における限界領域の定立作業以外の意義を与えなかったし⁽²⁾、ハイデルベルク派にとっては、弁証論は独断論時代のカントの残滓にすぎなかった⁽⁴⁾。

マルチンによって存在論的形而上学的カント解釈派と命名された潮流⁽⁴⁾は、全体としてみれば、現象的存在と英知的存在との区別と連関をカント解釈の中心に据えることによって、弁証論を超越論的理念として展開される物自体の積極的定立の場とする。しかし、この評価の中心は、感性論における超越論的觀念論の直接証明に対する「間接証明」(B534)論としての弁証論に置かれ⁽⁶⁾、弁証論、とりわけて二律背反論独自の構造が注目されることは少ない。

更に看過しえないのは、ヘーゲル「主義」的カント解釈の潮流であろう。この潮流は弁証論を二律背反論に代表させるが、『論理学』(1812年初版)や『エーネチクロペディ』(1817年初版)等においてヘーゲルが縷々述べた、謂ば換骨奪胎された二律背反論に対する批難とわずかな消極的評価⁽⁶⁾をほとんど受容し

つつ、弁証論を、アリストテレス以来の矛盾否定がヘーゲルにおける矛盾の積極的肯定に到る移行形態として、つまり、矛盾の必然性からする矛盾の消極的肯定として位置づけ、また、「仮象 Schein の暴露」(B88)としての弁証論を何よりも評価する。そしてこれらのことを通じて「弁証法」を哲学的に正当化するのである。こうした手法にのみ従うと、批判期のカント哲学総体と弁証論との関連のみならず、この点をふまえた上で構築されたヘーゲル弁証法自身をも平板化することになりかねない⁽⁷⁾。

ところで、二律背反論に言及する場合、興味深いのが、『第一批判』第一版の批評を公表したこともあるガルヴェ宛のカントの手紙(1798年、9月21日付)中、周知の以下の内容である。「私の出発点は、神の現存在や不死等の探究ではなく、純粹理性の二律背反であった……。この二律背反こそが、はじめて私を独断のまどろみから目覚めさせ、理性自身の批判へかりたてたものであり、かくして理性の自己自身との外見上の矛盾という蹟の石を除くことができたのである」(Bd. XII 257 f.)。この内容の内に、伝統的形而上学に対応して構築された弁証論 (Vgl. B 395) の中で、魂の不死に論及する誤謬推理論 (心理学) や神の現存在に論及する理想論 (神学) よりも、無限性や自由等を論ずる二律背反論 (宇宙・世界論) に重きがあることを読みとりうる。更に、「私の出発点」が、批判期のカント哲学総体の出発点として、例えば、『第一批判』と『第二批判』との統一的構想を懐胎しているものとして解しうる⁽⁸⁾なら、二律背反論の解釈が少なくともそうした統一的構想と通路をもつべきことを示唆している。この点で重要なのが、なぜに「超越論的理性概念がおそらく自然概念から実践概念への移行を可能ならしめる」(B 386) ということが主張されうるのか、という点である。超越論的理念とも言われ弁証論で提起されるこの超越論的理性概念及至純粹理性概念は、『第一批判』分析論までの展開との直接的脈絡においては、感性を介して直観の多様とかかわるが故に条件づけられている自然 (現象) 認識としての「経験的認識一般の多様なものを体系的に統一する統整的原理」(B 699) である限りの無条件者・無限性にすぎず、それ故、自発性・能動性という点では経験を積極的に構成するカテゴリー (純粹悟性概念) に比べて、経験を限界づける——限界内では可能な限り拡大するにしても——消極

的なものでしかないはずである (Vgl. B 670 ff.)。こうした理念が、極論すれば能動性のみに基礎づけられていると云う実践概念への移行をなぜに担うのか。また、なぜに第3二律背反論の主題たる「自由の超越論的理念に自由の実践概念がもつづく⁽¹⁰⁾」(B561)という主張がなされるのか⁽¹¹⁾。

自由に関して超越論的理念と実践概念とを結合するに際して、さしあたり、第3の、自由と必然性との二律背反において前者に可想界が、後者に可感界が対応している点に目を向け、二律背反を観点の相違による仮象の論理とした上で、観点を混乱させなければ可想界としての無限性と可感界としての無限性と共成立し、実践概念は可想界における自由にのみもつづく、という謂ば超越論的観念論の間接証明に通ずる指摘⁽¹²⁾が可能である (Vgl. B 583 ff.)。しかし、可想界との対比では経験が可感界に属することをふまえるならば、上記の指摘に留るだけでは、「超越論的観念論者は経験的实在論者である⁽¹³⁾」(A371)という点が超越論的理念と実践概念との結合に際して等閑視されることになるし、また、経験主義的な懷疑主義 Skeptizismns を断固拒否しながら自らの方法を懷疑的方法 *die skeptische Methode* とした (Vgl. B 451) カントの立場を看過しかねない。更に、二律背反論の構造に立ち入るならば、統整的なものとしての超越論的理念は自由と必然性のどちらかに、或は双方に属するのか、という問いが、また、第二律背反論が同じ力学的二律背反論として第3二律背反論の理論のヴァリエーションとみなされるにしても、数学的二律背反 (Vgl. B 559 f.) とされる第1、第2の二律背反論は実践概念への移行に際しては不用なのか、という疑問等が生じる。

以上の諸問題を視野に入れた上で、二律背反論を理論(思弁)理性——統整的なものとしての理念——と実践理性——実践概念としての理念——との媒介論とみなす⁽¹⁴⁾ 為には、「批判における二律背反は一貫して単数で登場する⁽¹⁵⁾」という指摘をふまえて、二律背反論自身を「我々の理性の一つの状態⁽¹⁶⁾」、「一つの根本状況 *Grundsituation*⁽¹⁶⁾」として捉え、二律背反論の全体構造の導きの糸と言うべき原論理 *Urlogik* を析出し、ここに孕まれている問題構制を考察することが必要だと思われる⁽¹⁸⁾。

II

カントの二律背反論と言え、現在でもたんに、各々その正当性を論証しうる対等な二主張（二項）間に生じる矛盾に関する議論にすぎないと考えられがちである。この点で、ヘーゲルが『精神現象学』の「道徳的世界観」の章において、カントの二律背反論が示す矛盾を二重に捉えていることは示唆するところが多い⁽¹⁷⁾。つまり、ヘーゲルは、一方で、道徳的自己意識の内に「道徳的意識があることと、これがないこととの間」（Ⅲ464）の矛盾——自由と必然性の二項間の矛盾と考えてよい——を「内容上の矛盾」（ebd.）とし、他方で、道徳的自己意識が「自ら必然的に思惟すべきものを自己自身の外（彼岸——竹内）に出すこと das Hinaussetzen außer sich selbst（ずらかし Verstellung——竹内）は形式上の矛盾である」（ebd.）とし、更に形式上の矛盾を重視しつつ、ここに「自らを対象の本質を産出する能動的意識として知る」（Ⅲ453）道徳的自己意識の存在を看取しているのである⁽¹⁸⁾。換言すれば、道徳的意識の存在（自由）といい、その非存在（必然性）といい、共に超越論的理念として、道徳的自己意識が自らのものとして思惟しながら自己外存在とした——ここに、自由が対象の本質ならば必然性は無であり、またその逆、ということが成立する——ものであり、この意味で、内容上の矛盾たる二項間の矛盾は形式上の矛盾を担う能動性を介してのみ成立しうる、ということである。従って、道徳的自己意識の能動性は、道徳性をめぐる二律背反のエレメントとして位置づけられることになるのである。

『第一批判』の二律背反論に言及するに際しては、このエレメントとしての能動性を問うことが必要だと思われる。それは、さしあたり、純粹理性の無限の進行としての能動性を問うことを意味する。というのも、二律背反論のみならず弁証論全体が、“カテゴリーを介して統合されているとはいへ現象として所与に条件づけられているという性格をもつ経験に対して、条件のトタリテートの概念（純粹理性概念、超越論的理念、無条件者、無限性）を、課題 Aufgabe（蓋然的 problematisch であること）として要請し postulieren、必然的に産出する理性が、この課題を実現すべく sollen、超越論的理念に客観的実在性（確然的 apodiktisch であること）を与える為に無限に進行する„（Vgl. B 389,

B 393 f., B 670 ff., B 676, B 705, u.s.w.) 点において立論されているからである。更に、前節で触れた自由と必然性との二律背反からも容易に推測されるように、自発性 *Spontaneität* という点でカテゴリーの根源たる統覚の超越論的統一と共通する自由が能動性自体であるとすれば、この能動性とエレメントとしての理性の能動性との関連が問題となるし、また、カテゴリーを介して総合された現象がアンチテーゼとして必然性の下に総括されていることからすれば、必然性（自然法則）の「能動性」の位相が問題となるであろう。

こうした点で、四つの二律背反論すべてのテーゼとアンチテーゼに関してカントが与えている次の様な性格規定に注意しなくてはならない。テーゼは、無条件者という確固とした出発点をもつが故に、理論（思弁）的関心にてらせば、完全にアプリアリな諸条件の全系列を規定することになり、実践的関心にてらせば、道徳や宗教の礎石をなしうるが、理念を規定する際の独断論である（Vgl. B 494）。これに対して、アンチテーゼは、無条件者を全系列における継続・背進自体とするが故に、理論的関心にてらせば、この無条件者によって相対化された領域としての可能的経験に安住しうることを悟性に保証するが、実践的関心にてらせば、確固とした出発点を否定するので、道徳や宗教の力を抜きさる。従ってアンチテーゼは理念を規定する経験論である（Vgl. 496）。

端的に言えば、二律背反論を理論理性と実践理性との媒介論として捉える為に能動性をめぐる諸問題に論点を絞り込んでゆく手法は、テーゼ及びアンチテーゼの性格規定の相違とその関連自身の内に二律背反論の本質を見いだす試みとなる、ということである。しかも、この手法は、独断論と経験論との媒介という批判期のカント哲学総体の特徴づけに通づるのである。

III

さしあたり、第3二律背反論をとりあげる。というのは、たんに理念が実践理性への移行を担う際に自由が中心となるからという為だけでなく、『第一批判』の体系編成からしても、この二律背反論が眼目となっているからである。つまり、超越論的弁証論全体が、超越論的分析論におけるカテゴリー表の内での関係カテゴリーに対応しているが、弁証論の中でも二律背反論は、特に因果

性カテゴリーに対応し、更に、四つの二律背反論が順次量、質、関係、様相の各カテゴリーに対応し、従って、第3二律背反論が、因果性を中心とするカントの関係カテゴリーを、二律背反論の中で最も展開している議論だと言っているのである (Vgl. B 379 f., B 438 ff.)⁽¹⁹⁾。

第3二律背反論のテーゼは、

「自然諸法則に従う因果性は、そこから世界の諸現象がすべて導出されうる唯一の理論性ではない。更に、自由介する因果性 *eine Kausalität durch Freiheit* が世界の諸現象の説明の為に必然的に想定され⁽²⁰⁾なくてはならない」(B472)、であり、アンチテーゼは、

「いかなる自由もなく、世界におけるすべては、もっぱら自然の諸法則 *die Gesetze der Natur* に従って生じる」(B473)、

である。

周知のように、これらの証明は帰謬法的に *apagogisch*⁽²¹⁾ 行われるが、その際、テーゼ、アンチテーゼ共に、統整的な超越論的理念（無条件者）としての因果的な関係を肯定する為に証明を行うのである。しかし、テーゼの主張するこの関係は、第一の始まりとしてのアプリアリに規定される原因によって、諸現象としての諸原因の系列に完全性を与えるという関係である (Vgl. B 474)。それは、究極的には、「諸現象の系列を自ら始める *von selbst anfangen*……諸原因の絶対的自発性 *eine absolute Spontaneität der Ursachen*、従って超越論的自由」(B474)であり、自然諸法則に従う因果性と言われる場合ですら因果性 *Kausalität* 自身である。こうした因果性は、「原因の因果性」(ebd.)という表現もあることからして、日常的表象からすれば、原因の原因性 *die Ursachlichkeit der Ursache* とも言うべき、作用性、能動性自体である。これに対して、アンチテーゼの主張する因果的な関係は、自然諸法則という表現が示すように、原因—結果の無限の連鎖としての諸現象の全系列を貫通する因果連関 *Kausalzusammenhang* であり、「因果法則 *Kausalgesetze*」(B475)そのものであり、日常的表象からすれば、因果関係という関係態である⁽²²⁾。

ところで、問題構制という点からすれば、無条件者（理念）の区別のこのレベルで、一方、つまり自由を介する因果性に物自体、可想界が配され、他方、

つまり因果法則に現象、可感界が配され、こうしたことのみをもってこの二律背反論の解決とされているわけではない。この解決については一層の論及が必要である。

カントは、上記の因果性と因果法則という無条件者の区別に、更に次のような無条件者の区別を対応させている。つまり、テーゼの無条件者は、例え超越論的自由だとしても、系列の一項としての無条件者であり、他の項を従属させるものにとどまるが、アンチテーゼの無条件者は、全系列における無条件者であり、すべての項を例外なく条件づけているものである (Vgl. B 445 f), という区別である。

この区別の重要性は、後の行論中序々に示されるはずであるが、さしあたり注意すべきは、全系列における無条件者（理念）を主張するアンチテーゼが、テーゼは「たんにこの自発性(自由——竹内を)介して系列が始まることのみならず、系列の産出の為のこの自発性自身の規定、つまり因果性が端的に始まる」(B473) という主張をも含むべきだが、この後者を主張しえてないので、テーゼは成立しない、という問題提起をしていることである。換言すれば、テーゼ自身の内に、自由を介する因果性が自ら諸現象の系列を “始める,, ” ということは認められても、当の因果性自身が “始まる,, ” ということは認め難いということである。

この問題提起の意味するところの理解には、第4二律背反論——世界の根源的本質の現存と非現存——のアンチテーゼの証明過程の注に示された「“始まる Anfangen,, ” という語は二重の意味に理解される。第一の意味は、能動的 *aktiv* であって、原因が諸状態の系列を自らの結果として始める *anfängt (infit)* という場合であり、第二の意味は、受動的 *passiv* であって、因果性が原因自身において始まる *anhebt (fit)* という場合である。私はここで第一の意味から第二の意味へと推理する」(B483) という叙述が必要である。本稿では詳論しえないが、力学的二律背反論としては、第4二律背反論と第3二律背反論とは同一の理論展開の構造を有する点からして、上記の「第一の意味から第二の意味へと推理する」ということは、第3二律背反論についても妥当すると思われる。つまり、自由を介する因果性は、なるほど自ら諸現象の系列を “始める,, ”

という意味で能動的であり、この点で原因—結果の無限連鎖としての因果法則（全系列における無条件者）から自立している。しかし、こうした自由を介する因果性（系列の一項としての無条件者）は、因果法則による「強制 *Zwang* からの解放 *Befreiung* ではあるが、しかしまた、すべての規則の導きの糸 *Leitfaden aller Regeln* からの解放である」（B475）と言われるように、最も自発的で自由な能動的なものとしての自らを、自ら自身を導くという点で、つまり自ら自身を“始める,, という点で自らの内に何ら積極的な原理を定立しえないことによって、受動的なものとしてしまうのである。従って、受動的なものとしての“始まり,, とは、能動的なものとしての“始まり,, との対比において、因果法則（自然法則）の規定する諸現象の系列内に組み込まれかねないものなのである。

以上のアンチテーゼの問題提起及び証明過程自身は、全系列における無条件者を主張するアンチテーゼが、たんに系列の一項としての無条件者を主張するテーゼとの対立における一主張のみならず、テーゼの立論を自らの内に包括しう立論となっていることを示している。もっとも、能動的なものとしての無条件者（超越論的理念）という点からすれば、上記の問題提起等は、自由が受動化されているが故に大きな問題を残すことになる。しかし、こうした事態は、同時に、系列の一項にすぎない無条件者としての自由を介する因果性自身を、全系列における無条件者にまで全面化する契機を与え、共にトタリテートを包摂しうるものとして可想界と可感界とを同時に成立させ、両者を相即的に並存、調和させる（Vgl. B 566 ff., B 571 f.）契機を与えるのである。換言すれば、自由を介する因果性は、“始まる,, の二重性によって因果法則と媒介されることになり、この点では、確かに受動化されるが、この受動化こそが、二律背反論の問題構制からすれば、自由を介する因果性としての能動性を全系列における無条件者とする契機となり、こうしたことによって、実践概念を基礎づける超越論的理念が定立されるのである。しかし、このことを詳論するには、更に第1二律背反論に論及しなくてはならない。

IV

世界の有限性（有始元性）と無限性（無始元性）とを統整的な超越論的理念とする第1二律背反論は、世界の無限分割可能性と不可能性とを理念とする第2二律背反論とあわせて、数学的二律背反論とされるが、それは、この二つの二律背反論の定立する超越論的理念が、条件づけられた現象と同種的な量の総合に関与するにとどまるからである。従って、現象・可感界と物自体・可想界との区別を顕示しえないが故に、数学的二律背反論の、立論上正当化されているはずのテーゼとアンチテーゼは共に偽とされる（Vgl. B 556 ff.）⁽²³⁾。にもかかわらず、数学的二律背反論は二律背反論全体の問題構制にとって不可欠なのである。というのも、数学的二律背反論の定立する超越論的理念は、力学的二律背反論の場合と異なり、現象と同種的な量の総合に関与するにとどまることによって、かえって、全系列の無条件者（因果法則）についてはじめて可能となる不定（無限⁽²⁴⁾）背進⁽²⁵⁾としての能動性——これは経験の内で可能であるが故に、さしあたり悟性に属する能動性であるが——を主題化しているからである。結論的に言えば、この能動性が二律背反論のエレメントたる理性の無限進行としての能動性と重ねられ、このことが前節末尾で触れた自由を介する因果性と因果法則との媒介の内実をなすことによって、系列の一項としての無条件者たる自由を介する因果性の能動性は、全系列における無条件者の能動性になり、実践概念を基礎づけうる超越論的理念の能動性となるのである。

議論を簡略にする為に、時間と空間の両面から述べられる第1二律背反論を時間についてのみ考察する⁽²⁶⁾。世界の有始元性を主張するテーゼの証明は、世界が無始元であるというアンチテーゼを仮定すれば、所与の時間点までに永遠（無限）が経過していることになるが、無限とは継起的連続的総合によっては完成しないことなので、アンチテーゼは成立しない（Vgl. B 454）、というものである。その際、「無限の全体によって思惟されているのは、任意に仮定された統一に対する無限の全体だけであり……、あくまで無限性は同一である」（B 440 f.）、と言われる。つまり、世界の有始元性（有限性）という超越論的理念（無条件者）の主張の背後には、このような無限性としての超越論的理念（無条件者）の理解があるわけである。

アンチテーゼの証明では、テーゼを仮定すれば、始元に対する空虚な時間が世界に先行することになるが、空虚な時間は現象としての定在の条件となりえないのでテーゼは成立せず、世界は時間からして無始元であり無限である (Vgl. B 457), とされる。ここでカントは、アンチテーゼの超越論的理念 (無条件者) としての無限性を、ヘーゲルが端的に指摘した (Vgl. V 274 f.) ように、事実上は、空虚な時間と定在との連続性の内に看取している。というのも、カントは、現象 (定在) は空虚な時間——空虚であるが故に無限な時間——によって条件づけられえないとしながらも、空虚な時間は現象 (定在) によって条件づけられる (Vgl. B 460 f.) としているからである。つまり、定在としての世界の無限性は、定在の側からの空虚の条件づけという意味での両者の連続性を介して、空虚であるが故の無限性を定在に内化させることによって結論づけられるのである。換言すれば、こうした世界の無限性は、空虚の無限性を条件づけられたものの無限の連鎖・無限の継起自身の無限性に転換したことによって成立している。

テーゼの理念 (無条件者) である無限性を同一性としての無限性とすれば、アンチテーゼのそれは、継起性としての無限性ということになるが、この継起性としての無限性は、能動性という点からすれば、条件づけられたもの (現象、定在) を構成する能動性が条件・根拠・原因を無限に求める点において成立する。換言すれば、「必然的な経験的背進においてある悟性概念」(B515) について成立する。この背進としての能動性が、既述のように、二律背反論全体のエレメントとして理性の能動性に、つまり、理性が課題としての超越論的理念に客観的実在性を与える為に行う無限進行の能動性に重なる⁽²⁷⁾わけであるが、この点に論及するには、第1二律背反論に与えたカントの二つの解答 (理念) をみておく必要がある。

消極的解答としての理念は、世界は時間からして、いかなる始元ももたず限界 (条件) づけられていないが、世界が無限であるとは言えない (Vgl. B 548 f.), というものである。

積極的解答としての理念は、世界の諸現象の系列における背進は、世界を規定するものとして不定 (無限) に進み、この背進のみ命ぜられている (Vgl. B

549 f.), というものである。

消極的解答は、同一性としての無限性を優位に置いているが、世界自身の無限性を否定する点で、実は、背進に直結する継起性としての無限性を内包している。これに対して、積極的解答は、明らかに、背進・継起性としての無限性を主張しているが、この背進のみ命ぜられているという点で、背進全体を同一の無限なるものとして捉える立論、つまり、同一性としての無限性を内包する立論でもある。二律背反論全体の展開からすれば、第1二律背反論のこの二つの解答の各々がそれ自身においてすでに二つの無限性を媒介している点——優位性に区別はあっても——に注意すべきである⁽²⁸⁾。というのも、二律背反論全体のエレメントとしての理性の能動性に関与する二つの無限性の一方は、理性が課題（蓋然的であること）として産出する超越論理念の無限性ではあが、統整的なものとして統一を与えるという意味で同一性に貫徹された同一性としての無限性であり、他方は、この無限性に到る（確然的にする）為の無限進行の無限性という意味での能動性に他ならない背進としての無限性であり、しかも、理性に関するこの二つの無限性が、理念とされているとはいえ悟性圏内にとどまる第1二律背反論の二つの解答各々の内で媒介されているとみなしうるからである⁽²⁹⁾。

従って、二律背反論全体の結論としての二つの超越論的理念の第一の内容が”所与の現象系列の条件の説明においては、不定（無限）背進における現象系列自体があたかも無限であるかのように処理すべき、（Vgl. B 712 f.）とされる際の、”あたかもかのように als-ob,, とは、悟性圏内における同一性としての無限性と不定（無限）背進としての無限性が相互前提的に媒介されることの表現であるのみならず、この相互前提的に媒介された二つの無限性をエレメントとしての理性に関与する二つの無限性に重ねる為の表現でもある。

V

こうして、統整的な超越論的理念へ向って無限進行するエレメントとしての理性の能動性は、世界の同一性としての無限性と相互前提的に媒介された悟性の不定（無限）背進の能動性を介することによって、悟性が構成する現象系列

自身の能動性として確証されることになる。そして、こうして確証された能動性が更に自由を介する因果性としての超越論的理念自身の能動性を確証することによって、たんに統整的なものにすぎなかった超越論的理念を構成的という意味での能動的なものとするのである⁽³⁰⁾。

にもかかわらず、こうした超越論的理念自身の能動性が現象系列内でのみ確証されるにすぎないとすれば、この能動性は、第3二律背反論のアンチテーゼが示した原因—結果の無限連鎖としての因果法則（自然法則）の「能動性」に還元されかねない。このことは、自由を介する因果性の能動性が、自ら自身を”始める,, という点で受動化し、現象系列内に組み込まれかねない、というⅢでみた事態に他ならない。ところで、この自ら自身を”始める,, という点に関してカントが与えた最終的解答において、「可想的性格における理性の因果性は発生しない」（B579）、「理性が諸現象に関して因果性をもちうるなら、理性は、それも通じて諸結果の経験的（現象的——竹内）系列の感性的条件がはじめて始まる一つの能力 *Vermögen* である。なぜなら、理性の内にある条件は感性的でなく、それ故自己自身を始めることはないからである」（B580）、という叙述がある。

当面の議論との関連では、この叙述は、自由を介する因果性の現象系列内化、更には感性化を排している点で、可想界と可感界との区別に焦点をあわせていることは確かである。しかし、更に、この叙述の背後では、「自己自身を始めること」を排している点で、つまり、自由を介する因果性の謂ば極限であるところの受動化した能動性を排している点で、逆に、「能力」、更には「論理的諸機能 *die logischen Funktionen*」（B431）という点から評価されるすべての能動性、つまり可想界と可感界とを貫通するのみならず、この二界の接点に位置する弁証論・二律背反論のエレメントとしての理性をも貫通する能動性——これは、現に発生し、始まっているすべての能動性と言いうる——が主張されている、と考えられるのである⁽³⁰⁾。この「能力」、「論理的諸機能」という点から評価される能動性の貫通性があるが故に、可想界に属するものではあるが系列の一項にすぎない無条件者（超越論的理念）としての自由を介する因果性の能動性は、エレメントとしての理性の無限進行の能動性や悟性圏内としての

現象系列における不定(無限)背進の能動性と媒介されることになり、従って、全系列における無条件者としての因果法則と媒介され、自己自身が全系列における無条件者となる、ということが完成するのである⁽³¹⁾。そして、ここに、物自体・可想界と現象・可感界との相即的並存・調和の為の要件がみたされ、実践概念への移行を担う超越論的理念が成立するのである。

こうして、さしあたりは、経験的認識一般の多様を統一するという点で、謂ば(1)目的^{目的}的能動性をもつとはいえ、統整的原理にすぎなかった超越論的理念は、自らの核心として自由を介する因果性といった謂ば(2)源泉^{源泉}的能動性のみならず、無限進行が不定(無限)背進に現われる、謂ば(3)実質^{実質}的能動性を包括することによって、可感界と調和する可想界の原理としての総体的で謂ば(4)実体^{実体}的な能動性を獲得し、「実践理性として再び構成的になる」(Ⅱ 317)のである⁽³²⁾。

カントにおける理論理性と実践理性との媒介が不鮮明なままでは、ヘーゲルの「認識論的」問題設定⁽³³⁾や弁証法の何たるかも曖昧なままに留められる。

(註)

* カントの著作からの引用頁数はすべてプロイセンアカデミー版全集により、引用及び参照文直後に、『第一批判』*Kritik der reinen Vernunft* の場合は初版の略号A、第二版略号Bと伴に(B152)等と略記し、その他については、全集版巻数と頁数を(Bd. V 152)等と略記する。ヘーゲルの著作中ズールカンプ版著作集所収のものについては巻数と頁数を(V152)等と同様に略記する。なお本稿中の傍点はすべて竹内による。

(1) Lucien Goldman, *Mensch, Gemeinschaft und Welt in der Philosophie Immanuel Kants*. 1945. 三島・伊藤訳、第二部第一章参照。

(2) Vgl. Helmann Cohen, *Kants Theorie der Erfahrung*, 1918, S. 671 ff.

(3) Vgl. Bruno Bauch, *Immanuel Kant*, 1923, S. 271 ff.

(4) Gottfried Martin, *Immanuel Kant, Ontologie und Wissenschaft*, 1945.

門協訳、日本訳への序文参照。この潮流の1920年代前後の代表者はシェーラー、ヴント、ハルトマン、パウルゼン、ハイデガー等であるが、学問的には一世代あともみなしうるのマルチンやハイムゼート及び彼らの影響を受けた論者の方が弁証論に寄せる関心は高い。

- (5) G. Martin, a. a. O., 邦訳78頁以下を参照。
- (6) 本稿の立論の為のみならず、ヘーゲルの名誉の為に一言しておけば、こうしたヘーゲル「主義」のカント解釈と「カント哲学はその精神を文字から切り離すことを必要としていた」(Ⅱ 9)とするヘーゲル自身のカント受容及び批判との間には、ほとんど深淵とも言える程の距離があり、所謂体系期ヘーゲルの“文字”への拘泥は、カントとヘーゲルとの内在的連関の破壊につながると思われる。
- (7) この傾向は、研究史的にはローゼンクランツに端を発すると思われる(Vgl. Karl Rosenkranz, Georg Wilhelm Friedrich Hegel's Leben, 1844, S. 157f.) 現在のものでは、例えば、岩崎武雄著作集、第二巻『カントとドイツ観念論』, 355頁以下を参照。
- (8) Vgl. Heinz Heimsoeth, "Metaphysische Motive in der Ausbildung des kritischen Idealismus", Kantstudien-Ergänzungshefte, Bd. 71, 2 Aufl., 1971, S. 208.
- (9) "統整的 regulativ,, と同義に解される表現は、「限界概念 Grenzbegriff」(B 311), 「悟性のある目標に向ける為の虚焦点 focus imaginarius」(B 672), 「発見的 heuristisch」(B 699), 「規準 Richtschnur」(B 703), 「漠然たる原理 principium vagum」(B 708) 等にみられる。
- (10) 『第二批判』でも、意志の自由について、この「自由が許容されることのみは理論的批判において十分擁護されうる」(Bd. V 80) と言われている。
- (11) この問題をより一般化すれば、『第一批判』では、総じて現象・可感界の背後にある不可知なものという消極的性格の下で語られる物自体・可想界等の規定及びその超越論的使用が断念されているカテゴリー(Vgl. B 305)が、『人倫の形而上学の基礎づけ』以降では、自由、自発性、自律、神的存在等として積極的な体系構成原理となり、またカテゴリーが合理主義的自然主義から解放されて新たな適用を得るのはなぜか、という問題である。Vgl. Heinz Heimsoeth, "Persönlichkeitsbewußtsein und Ding an sich in der Kantischen Philosophie", Kantstudien-Ergänzungshefte, Bd. 71, 2 Aufl., 1971, S. 250 f.
- (12) その序文でバウフのカント概論に代わるべく、新たなカント研究を取り入れたことを自負しているカウルバッハのカント概論は、二律背反の解釈では見事なくらいにこの指摘に留まっている。Friedrich Kaulbach, Immanuel Kant, 1969. 井上訳, 188頁以下を参照。
- (13) 例えば、感性論における時間や分析論における思惟も各々自身が超越論的観念性と経験的実在性の双方をもつ。Vgl. Ingeborg Heidemann, "Spontaneität und Zeitlichkeit", Kantstudien-Ergänzungshefte, Bd. 75, 1958, S. 219.
- (14) 「カントが営み企てている理論理性と実践理性との緊密な相互提携は、相変わらずほとんど考察されていない」(H. Heimsoeth, a. a. O., S. 250) という指摘は二律背反論について最もよく当嵌る。

- (15) Heinz Heimsoeth, *Transzendente Dialektik*, 1967, S. 199.
- (16) この問題構制の把握の必要性は、「理論的観点においてであれ、実践的観点においてであれ、ア・プリオリな諸原理に基づいて判断するのはいつも同一の理性なのである。そして明白なことは、第一の（理論的）観点においては、特定の諸命題を主張して確定するには不十分だということである」（Bd. V 218）という叙述にも暗示されている。
- (17) 因に、『精神現象学』という大著に二律背反 *Antinomie* という語が登場するのは、道徳的世界観を括する節の一箇所（Ⅲ 464）のみである。”道徳的世界観”の節は宇宙論としての二律背反論の展開と直結しており、この節と次節の”ずらかし *Verstellung*”の節とは、カントの道徳論だけでなく、『第一批判』の評価とされなくてはならない。この点はヘーゲル弁証法、更には近代弁証法の理解にとって決定的に重要であるが、詳論は別稿に譲る。尚、イェナ初期のヘーゲルの理論と二律背反論との関連については、上妻精「ヘーゲルにおける二律背反論」、『現代思想』1978年12月臨時増刊号所収を参照。
- (18) このように総括される諸論点は、イェナ初期のヘーゲルの論稿にも散見しうる。Glauben und Wissen, II 318 ff. Über die wissenschaftlichen Behandlungen des Naturechts, G. W. F. Hegel Frühe politische Systeme, ein Ullstein Buch, S. 124 ff. Jenenser Logik Metaphysik und Naturphilosophie, Felix Meiner, S. 136 f. u. s. w.
- (19) 尚、関係規定は、カントーヘーゲル連関の主題の一つである。拙稿「相関 *Verhältnis* 規定と主客問題」、岩崎編『ヘーゲルの思想と現代』, 1982年, 所収を参照。
- (20) この想定する *annehmen*., は、「超越論的仮定」（H. Heimsoeth, a. a. O., S. 237）であり,”更に *noch*.”とあわせて、後述する可感界と可想界との相即的並存をテーゼ自身が内包していることを示している。
- (21) ヘーゲルの命名による。Vgl. V 272.
- (22) この区別は,”自然に従う *nach* 因果性.”と”自由からの *aus* 因果性.”との区別でもあるし(Vgl. Jürgen Heinrichs, "Das Problem der Zeit in der proklischen Philosophie Kants". Kantstudien-Ergänzungshefte, Bd. 95, 1968, S. 4 ff.), 根源的統覚としての「自発性は諸表象を産出する能力である」(B 75)と言われる際の産出に、法則性に関与しない定立作用自身と所与に法則的対象性を与える統一との区別が看取されることに対応する。Vgl. I. Heidemann, a. a. O., S. 185 f.
- (23) これに対して、力学的二律背反のテーゼとアンチテーゼは、共に真とされる(Vgl. B 577 ff.).
- (24) カントは,”無限的 *unendlich*.”を”不定に *in indefinitum*.”と”無限に *in infinitum*.”とに区別している(Vgl. B 456 f.)が、ここではその詳細には立ち

入らない。

- (25) 原因(条件)から原因(条件)への“背進 regressus,, に対して結果から結果への“前進 progressus,, も言われるが、弁証論の主眼は前者にある(Vgl. B 538 ff.)。
- (26) ヘーゲルが端的に指摘したように、「空間に関する他方の証明は時間に還元されている」(V 272)ので、この簡略化が問題構制を損ねることはない(Vgl. B 456, B 461)。
- (27) この視角は、「無条件的理性(理念——竹内)の証明関係 Ausweisungsverhältnis は、同時にこの理性の事象規定関係及び実存関係 Sachbestimmtheits—und Existenzverhältnis である」(Wilhelm Teicher, Kants Transzendentalphilosophie, 1978, S. 81)という見解と合致する。
- (28) この点で、第1二律背反の結論として、テーゼに「無条件者を純粹に自己内に含む所与」を、アンチテーゼに「無条件者への、所与の克服不能な非到達性」(Joachim Kopper, "Transzendentales und dialektisches Denken", Kantstudien-Ergänzungshefte, Bd. 80, S. 40)のみをみるのは疑問である。
- (29) 無限性についてのこうした理解は、イエナ初期のヘーゲルが示唆している。Vgl. System der Sittlichkeit, G.W.F. Hegel Frühe politische Systeme, ein Ullstein Buch, S. 47.
- (30) こうした考察は、カント自身が「我々は、悟性概念との類比 Analogie に従って……論理的概念の諸機能の表が同時に理性諸概念の系譜を与えるだろう、ということを期待しよう」(B 356)と述べ、ハイムゼートやマルチンが「自発性思想の一つの類比的叙述」(I. Heidemann, a.a.O., S. 182)として重視した点と一致する。また、この限りで、「自由因果性が考えうるなら、この因果性の結果としての特定の事柄は時間において考えられなくてはならない」(J. Heinrichs, a.a.O., S. 13 f.)という見解や、更には、二律背反論のうちに知的直観を看取する(Vgl. I. Heidemann, a.a.O., S. 191)見解も可能である。
- (31) 従って、二律背反論全体の結論としての二つの超越論的理念の第二の内容、つまり「自由におけるように理性自身が規定する場合には、それ故実践的諸原理の場合には……、諸条件自体が諸現象系列の外で定立されることができ、だから諸状態の系列は、あたかもその系列が端的にある可想的原因によって始められるかのようにみなされうる」(B 713), という叙述の解釈に際しても以上で示した媒介論をふまえるべきである。
- (32) ハルトマンがアリストテレス以来の原因概念の多義性としてあげた四つの意味(Vgl. Nicolai Hartmann, Teleologisches Denken, 1951, S. 46 ff.)を、この超越論的理念は統一していたと言える。
- (33) 拙稿「ヘーゲルにおける主体—客体の同一性と概念判断の論理」、日本哲学会編『哲学』第32号、1982年、所収を参照。(筆者住所：三鷹市野崎328)